

令和2年生駒市教育委員会

第8回定例会 議案

令和2年8月24日

生駒市教育委員会



令和2年生駒市教育委員会(第8回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第19号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和2年生駒市議会第6回(7月)臨時会提出議案の意見について)	1
報告第20号	令和2年生駒市議会第6回(7月)臨時会提出議案の結果について	3
議案第35号	生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方の策定について	4
議案第36号	生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方の策定について	5
議案第37号	生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	6
議案第25号	令和2年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について	8
議案第32号	令和2年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	9



報告第19号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和2年生駒市議会第6回(7月)臨時会提出議案の意見について)

令和2年生駒市議会第6回(7月)臨時会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和2年8月3日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和2年8月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・財産の取得について(追加提案分)



議案第 62 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 4 月生駒市条例第 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 児童生徒用情報端末  |
| 2 | 取得価格   | 506,199,375円   |
| 3 | 契約の相手方 | 奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階<br>キステム株式会社 奈良本社<br>事業統括取締役 井門英也 |
| 4 | 契約の方法  | 随意契約   |

令和 2 年 8 月 6 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

## 報告第20号

### 令和2年生駒市議会第6回（7月）臨時会提出議案の結果について

令和2年生駒市議会第6回（7月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和2年8月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

#### 【提出議案】

- ・ 令和2年度生駒市一般会計補正予算（第6回）
- ・ 財産の取得について（追加提案分）

#### 【審議経過】

令和2年7月30日 開会

令和2年7月31日 予算委員会（市民文教分科会）

令和2年8月4日 予算委員会

令和2年8月6日 再開

市民文教委員会

#### 【結果】

原案のとおり可決

議案第 35 号

生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方の策定について

生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和2年8月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 36 号

生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方の策定について

生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和2年8月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

## 議案第 37 号

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 2 年 8 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市図書館条例施行規則（昭和 62 年 3 月生駒市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「図書」を「図書館資料」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては確認することができない方式で作られた記録をいう。）によつて作成されたもののうち、インターネットその他教育委員会が定める方法により利用が可能なものとして教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）の貸出しを受けることができる者は、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる者とする。

第 9 条第 2 項中「図書」を「図書館資料（電子書籍を除く。第 4 項及び第 14 条において同じ。）」に改め、同条第 4 項中「図書」を「図書館資料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 電子書籍に係る貸出の手續については、教育委員会が別に定める。

第 11 条中「図書」を「図書館資料」に改め、「12 冊以内」の次に「（電子書籍にあっては、1 人 2 冊以内）」を加える。

第 12 条中「図書は」を「図書館資料は」に改める。

第13条中「図書」を「図書館資料」に改める。

第14条第3項中「ときは、図書館資料の」を「図書館資料は、」に改め、同項第1号中「もの」を「図書館資料」に改め、同項第2号中「、館長」を「館長」に、「もの」を「図書館資料」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

議案第 25 号

令和 2 年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 5 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 3 2 号

令和 2 年度第 2 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和 2 年度第 2 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊の  
おり提出する。

令和 2 年 8 月 2 4 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭